



質問1

患者に薬を渡す時に使う袋などの消耗品は、まとめて購入し必要な都度使用していますが、これら消耗品についても年末に棚卸をしなくてはなりませんか。

回答

薬品袋などの消耗品は、その費用についての計算基準を継続して用いる場合には、棚卸をしないで購入した年分の必要経費とすることができます。

薬品や診療材料はもちろんのこと、消耗品などの棚卸資産については、期末在庫高を基に必要経費の計算を行うことが、期間損益計算を正確に行う上からは望ましいのですが、すべての棚卸資産について実地棚卸を行うことはなかなか容易ではありません。

しかし、年間を通じての消費高が比較的少額で、在庫高の変動が少ない資産は、その仕入高をもって払出高としても大差はありません。つまり、期中の払出高は、

払出高=期首在庫高+期末在庫高

で計算されますから、期首と期末の在庫高が同額であれば、払出高=期中仕入高となります。

そこで、①事務用または作業用消耗品、②包装材料、③広告宣伝用の印刷物など毎年おおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費する消耗品等については、継続記録があり、かつ期中の買入高を当期の費用にするなどの一定の計算基準を継続して適用する会計処理を行っている場合には、その計算が認められることに取り扱われています。

したがって、ご質問の場合は、その消耗品の支払いが異常であるものは別として、継続適用を条件に、買入高を当期の必要経費とすることができますから、棚卸の必要はないこととなります。

質問2

棚卸はどうしても12月31日に行わなければなりませんか。翌年正月になってからではだめでしょうか。

回答

実際に棚卸をするまでの仕入および払出高を正確に記録しておけば、12月31日でなくても差し支えない。

棚卸の時期ですが、棚卸は、死亡または出国した場合以外は12月31日に行わなければならないことになっています。12月31日に実地棚卸をすることが理想ですが、12月31日が多忙でできない場合は、12月31日から多少隔った日に実地棚卸を行い、12月31日現在の棚卸高を推定するという方法で計算しても差し支えありません。

したがって、ご質問の場合も、翌年1月1日からそう遠くない日で実際に棚卸ができる日に実地棚卸をされても差し支えありませんが、その場合には12月31日の現在の棚卸高が計算できるように1月1日以後の買入および払出高などを正確に記録しておくことが必要です。これを計算例で示すと次のようになります。

[計算例]

①棚卸日（本年1月7日）の棚卸高……………1,031,210円

②本年1月1日から本年1月7日までの買入高………30,000円

③本年1月1日から本年1月7日までの払出高………45,000円

④前年年末の棚卸の計算 ①1,031,210円-②30,000円+③45,000円=1,046,210円

なお、棚卸手続として、棚卸資産については各年の12月31日に実地棚卸をしなければなりません。業種・業態および棚卸資産の性質等に応じその実地棚卸に代えて部分計画棚卸その他合理的な方法により、その他の12月31日における棚卸資産の在高等を算定することとしている場合、継続適用を条件としてこの方法が認められます。